

平成16年社会医療診療行為別調査結果の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
I 診療行為・調剤行為の状況	
〔医科診療〕	
1 診療行為の状況	3
2 一般医療と老人医療別にみた診療行為の状況	5
3 病院と診療所にみた診療行為の状況	7
4 傷病分類別にみた1日当たり点数の状況	9
〔歯科診療〕	
5 診療行為の状況	10
6 一般医療と老人医療別にみた診療行為の状況	11
7 傷病分類別にみた1日当たり点数の状況	12
〔院外処方〕	
8 院外処方率	12
〔薬局調剤〕	
9 調剤行為の状況	13
II 薬剤の使用状況	
〔薬剤料の比率〕	
1 薬剤料の比率	14
〔医科診療〕	
2 入院外の投薬における薬剤点数の状況	15
3 入院外の投薬における薬価階級別薬剤点数の状況	16
4 入院外の投薬における薬剤種類数の状況	17
5 薬効分類別にみた薬剤使用の状況（入院・入院外）	18
〔薬局調剤〕	
6 薬剤点数の状況	19
7 薬価階級別薬剤点数の状況	20
8 薬剤種類数の状況	21
9 薬効分類別にみた薬剤使用の状況	22
統計表	23
用語の定義	32

平成16年社会医療診療行為別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
ホームページアドレス(<http://www.mhlw.go.jp/>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、政府管掌健康保険(以下「政管健保」という。)、組合管掌健康保険(以下「組合健保」という。)及び国民健康保険(以下「国保」という。)における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の範囲

各都道府県の社会保険診療報酬支払基金支部(以下「支払基金支部」という。)及び国民健康保険団体連合会(以下「国保団体連合会」という。)において、審査決定された政管健保、組合健保及び国保の一般医療及び老人医療の医科診療及び歯科診療の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(以下「明細書」という。)を調査の対象とした。

調査の客体は、第一次抽出単位を保険医療機関及び保険薬局とし、第二次抽出単位を明細書とする層化無作為二段抽出法により抽出された明細書とした。

	施設数	明細書件数		
		総数	一般医療	老人医療
医科	10 342	380 069	219 258	160 811
病院	1 145	136 608	77 658	58 950
診療所	9 197	243 461	141 600	101 861
歯科	721	22 786	12 545	10 241
調剤	3 941	77 861	43 301	34 560

3 調査の時期

平成16年6月審査分

4 調査の事項

診療報酬明細書 …… 年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況(薬品名・使用量等)等

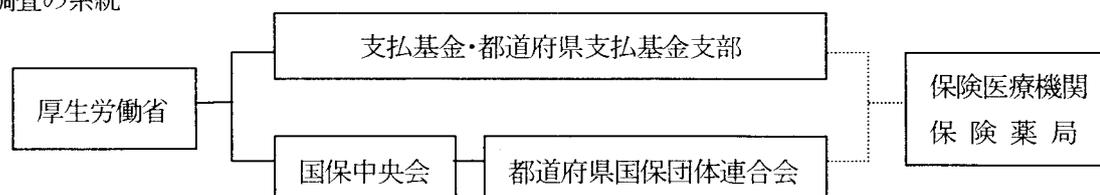
調剤報酬明細書 …… 年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況(薬品名・使用量等)等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

支払基金支部及び国保団体連合会が、調査の対象となった保険医療機関及び保険薬局の明細書から別に定める抽出率により抽出を行い、その写しを厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する方法により行った。

(2) 調査の系統



6 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—	数値が表章単位に満たない場合	0.0
統計項目のありえない場合	・	負数の場合	△

(2) 掲載の数値は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(3) この概況に掲載の数値は、政管健保、組合健保及び国保における平成16年6月審査分の全国推計数である。

(参考)

1 診療報酬点数表及び薬価基準改定の状況

○ 実施時期 平成16年4月1日

○ 改定幅 全体改定率 △1.0%

(1) 診療報酬改定

改定率 ±0%

(2) 薬価改定等

改定率 △1.0%

ア 薬価改定

改定率 △0.9% (薬価ベース△4.2%)

イ 材料価格改定

改定率 △0.1%

2 診断群分類による包括評価制度 (DPC) について

16年調査実施時点では、大学病院の本院、国立がんセンター及び国立循環器病センターの計82施設 (15年調査時点では経過措置期間内のため、24施設) 及び16年4月から開始されたDPC試行的適用の対象病院51施設のうち8施設 (経過措置期間内のため) において、医科一般病棟の入院について診断群分類における包括評価請求が行われている。

注) 診療行為分類「診断群分類による包括評価等」には、包括評価の所定点数に、特定入院料に関する加算及び未実施減算を含む。